

青森県報

第三千九十八号

平成二十一年
六月十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……二

公 告

- 平成二十二年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札……………(県民生活文化課) ……二
- 大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借契約に係る一般競争入札……………(環境政策課) ……三

告 示

青森県告示第四百五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人阿闍羅会	南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字水沢出口一七の一	児童デイサービス	児童デイサービス「はあと」	弘前市大字熊嶋字亀田一八四の一	平成三〇・六一
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	児童デイサービス	児童デイサービス「はあと」	弘前市大字熊嶋字亀田一八四の一	平成三〇・六一
社会福祉法人峰寿会	五所川原市金木町朝日山三三の五	自立生活訓練(生活訓練)	ケアホーム「つっじ」	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九〇の一	"
			サポートセンター	五所川原市松島町二丁目一五	三〇・六・八

青森県告示第四百六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に前	変更に後	区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
株式会社ケアライフ青森	青森市卸町三の五	指定障害福祉サービス事業者	株式会社ケアライフ青森	青森市卸町三の五	平成三〇・四・一
居宅介護	株式会社ケアライフ青森前営業所	障害福祉サービスの種類	株式会社ケアライフ青森前営業所	弘前市大字宮川三丁目三の二 弘前市大字神田二丁目六の一	平成三〇・四・一

変更前	株式会社 ケアライ フ青森	青森市卸町 三の五	重度訪問 介護	株式会社 ケアライ フ青森 前営業所	弘前市大字 宮川三丁目 三の二	"
変更後	株式会社 ケアライ フ青森	青森市卸町 三の五	重度訪問 介護	株式会社 ケアライ フ青森 前営業所	弘前市大字 宮川三丁目 三の二	

青森県告示第四百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	名称	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	重度訪問介護	介護老人保健施設「トランド」	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	平成 三・五三
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	居宅介護	介護老人保健施設「トランド」	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	"
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	居宅介護	介護老人保健施設「トランド」	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	"
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	居宅介護	介護老人保健施設「トランド」	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	"

青森県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年七月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道 十和田三戸線	十和田市大字切田字横道一〇〇〇の一七から 十和田市大字切田字横道一〇〇〇の二五まで	平成三・六七

公 告

平成二十二年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- 業務名 平成二十二年度刊行「青森県史 資料編 近世5」制作業務
 - 業務内容 入札説明書による。
 - 履行期限 平成二十三年三月三十一日
 - 納入場所 青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

い者であること。

- 2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- 3 入札の日までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

三 入札説明書の交付場所等

- 1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市長島一丁目の一
青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）
電話 〇一七 七三四 九二三八
- 2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟二階A会議室

(二) 日時

平成二十一年七月一日 午前十時三十分

四 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所 青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 東棟一階経理課入札室
- 2 日時 平成二十一年七月八日 午前十時三十分
- 3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号により免除する。
- 2 契約保証金
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七 最低制限価格

最低制限価格を設定する。

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

大気汚染常時監視テレメータシステム 一式

二 賃貸借期間

平成二十二年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 過去五年の間に、当該システムと同様のシステムを国又は地方公共団体に納入した実績があるメーカーのシステムを納入できる者であること。

5 納入する機器等について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書その他入札説明書に示す書類（以下「申請書等」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書等に関係資料を添えて、平成二十一年七月十五日までに青森県環境生活部環境政策課長に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書等の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境政策課環境保全グループ

電話 〇一七 七三四 九二四二

2 入札書の提出期限

平成二十一年七月二十七日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟八階A会議室

平成二十一年八月三日 午後二時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十一年度の契約金額とする。ただし、平成二十二年度から平成二十五年度の契約金額は落札価格に十二を乗じて得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成二十六年年度の契約金額は落札価格に十一を乗じて得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased :

(1) Air Pollution Monitoring Telemeter System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Leased period

From March 1, 2010 through February 28, 2015

3 Time limit for tender :

5:00 p.m. July 27, 2009

4 Contact point for the notice :

Environmental Protection Section

Environmental Policy Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9242

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭